

見沼代用水 土地改良区

だより



2019.9.4登録
世界かんがい施設遺産
見沼代用水

❖ 理事長挨拶



理事長
坪井 茂

組合員並びに関係者の皆様方におかれましては、益々御清祥のこととお慶び申し上げます。

また、日頃より、当土地改良区の運営に格別なる御支援、御協力を賜り御礼申し上げます。

はじめに、2月に開催された第79回通常総代会につきましては、昨年同様、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、書面議決を活用した最少人数での開催となりました。書面議決に御賛同頂きました総代各位及び出席者の皆様へ感謝申し上げます。

新型コロナウイルスの感染拡大により、ワクチン接種の普及並びに新たな生活様式の浸透から、感染者数は減少傾向にありますが、未だ油断ならない状況です。

それに加えて、ロシアのウクライナ侵攻に伴う原油価格の高騰、付随して物価の上昇、電気料の高騰、

米価の低迷等、農業の経営に大きな影響を与えております。

近年の農業農村を取り巻く環境は厳しい状況であります。しかしながら、食料の安全保障の確保が急務とされる中で、国内の農業への期待は増しております。

土地改良区としましては、農業の根幹となる水を必要な場所へ、必要な時期に届けること、このための施設を健全に管理していくことが使命であります。

また、この使命を明確にするために、見沼代用水土地改良区として、現状分析、そこから見えてくる課題、対策案を検討し、今後10～20年先の取り組み指針として中長期計画を策定しました。

今後も、農業施策の展開により、担い手への農地集積や高温障害対策として、作付け時期の分散、変更等、地域の営農状況に即して、必要な水を送れるよう、地域の理事、総代の皆様からの御意見を聞きながら適切に配水できるよう努力してまいります。

結びに、皆様方のより一層の御支援、御協力を賜りますことをお願い申し上げますとともに、見沼代用水土地改良区の益々の繁栄、そして皆様方の御健勝を祈念いたしまして、御挨拶とさせていただきます。

❖ 第79回 通常総代会開催



令和5年2月16日、当土地改良区事務所2階会議室において、第79回通常総代会が開催されました。新型コロナウイルス感染拡大防止のため書面議決を活用し、審議に必要な最少人数での開催とさせていただきました。提出された議案はすべて原案通り可決・承認されました。

第79回 通常総代会 議案

- 第1号議案 令和3年度 決算について
- 第2号議案 令和4年度 補正予算について
- 第3号議案 令和5年度 組合費賦課率等について
- 第4号議案 令和5年度 陸田用水使用料について
- 第5号議案 令和5年度 除斥決済金について
- 第6号議案 令和5年度 予算(案)について

- 第7号議案 定款の一部変更について
- 第8号議案 規約の一部改正について
- 第9号議案 会計細則の一部改正について
- 第10号議案 全国土地改良事業団体連合会(全土連)への入会について
- 第11号議案 中長期計画の策定と運用について
- 第12号議案 理事補欠選挙について

補欠選挙の結果

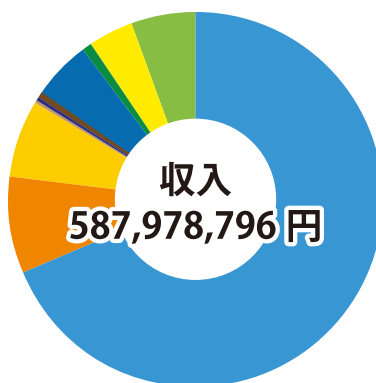
組合員でない理事(員外理事) 石井 直彦(行田市市長) 任期 令和5年2月24日～令和7年3月31日

❖ 令和3年度決算

■ 収支決算

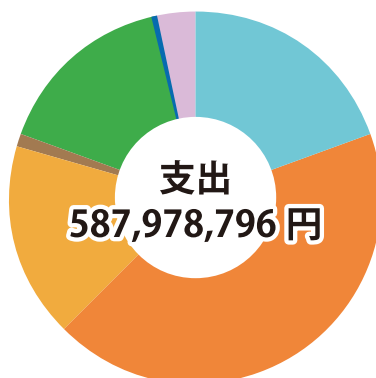
単位:円

交付金収入	3,600,000	0.6%
業務受託料収入	31,405,000	5.3%
雑収入	6,173,230	1.0%
特定資産取崩収入	22,711,709	3.9%
繰越金	31,237,713	5.3%



土地改良事業収入	403,743,962	68.7%
附帯事業収入	49,919,915	8.5%
基本財産運用収入	38,479,908	6.5%
特定資産運用収入	657,359	0.1%
補助金等収入	50,000	0.1%

固定資産取得支出	5,534,120	0.9%
特定資産積立支出	92,677,679	15.8%
雑支出	1,005,480	0.2%
繰越金	20,000,000	3.4%



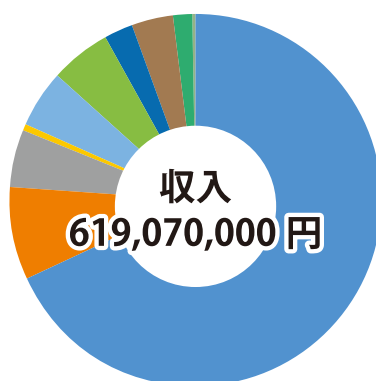
土地改良事業費支出	115,442,038	19.6%
一般管理費支出	252,518,723	43.0%
土地改良事業負担金支出	100,800,756	17.1%

❖ 令和5年度予算

■ 収支予算

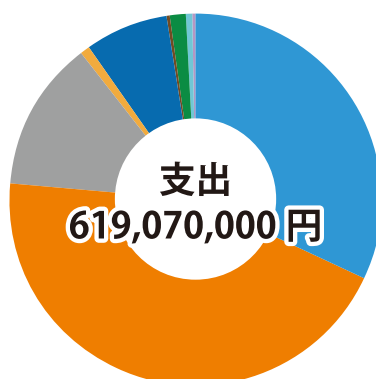
単位:円

業務受託料収入	32,001,000	5.2%
雑収入	16,205,000	2.6%
特定資産取崩収入	22,502,000	3.6%
繰越金	10,000,000	1.6%
その他	668,000	0.1%



土地改良事業収入	422,075,000	68.2%
附帯事業収入	49,800,000	8.0%
基本財産運用収入	31,323,000	5.1%
補助金等収入	3,634,000	0.6%
交付金収入	30,862,000	5.0%

雑支出	2,000,000	0.3%
繰越金	10,000,000	1.6%
予備費	3,000,000	0.5%
その他	3,000	0.1%



土地改良事業費支出	198,994,000	32.1%
一般管理費支出	275,167,000	44.4%
土地改良事業負担金支出	81,807,000	13.2%
固定資産取得支出	3,504,000	0.6%
特定資産積立支出	44,595,000	7.2%

賦課金は、毎年4月1日現在の耕作者又は所有者に賦課されます。当土地改良区区域のかんがい施設及び排水路の維持管理費用に充てる目的として賦課しています。休耕、転作等を実施している土地についても、賦課されます。

■ 組合員名義等の変更は必ず届け出が必要です

1. 組合員名義の変更時(相続・売買・貸借や合意解約等)
2. 農業者年金受給により経営移譲された時
3. 住所・氏名変更の時

※ 農業委員会等へ届出をされても土地改良区へ届出がない場合は変更になりませんのでご注意ください。

※ 必要な書類につきましては、ホームページをご覧ください。か徴収課までお問い合わせください。

■ 令和5年度賦課金納付書発付時期

市町名	発付日	納期限
白岡市・桶川市・上尾市	5月1日	5月31日
さいたま市・鴻巣市	6月1日	6月30日
羽生市・久喜市・伊奈町	7月3日	7月31日
行田市	8月1日	8月31日
加須市・蓮田市・宮代町・春日部市・川口市	9月1日	10月2日

■ 令和5年度賦課金単価

地域負担区分		1㎡当り
見沼・騎西領・黒沼笠原沼 会の川・北河原 かんがい区域(田)		3.98円
会の川 排水区域	田・畑	3.98円



**賦課金は土地改良区の主要な財源ですので、
納期限までに納付をお願いします。**

※ 上記の納期限までに納付確認が出来なかった方については督促状を発付いたします。
※ ATM・ネットバンク等にて賦課金を納付の際は、納付義務者の氏名を必ず入力してください。

■ 賦課金の納付場所

賦課金納額通知書は埼玉りそな銀行・埼玉県内の農協・主要コンビニエンスストア※にて納付ください。

※ 納付可能なコンビニエンスストアについては納額通知書をご確認ください。

◎ 加須市・久喜市・さいたま市・蓮田市の納額通知書につきましては上記の納付場所と異なります。

納額通知書記載の納付場所をご確認の上、納付ください。

■ 滞納賦課金の回収業務について

滞納賦課金の回収業務に関し、弁護士法人事務所との委託契約を締結いたしました。滞納金がある場合、弁護士法人事務所よりご連絡する場合があります。納付されていない賦課金がありましたら、早急に納付いただきますようお願いします。

■ 滞納賦課金は新資格者へ

土地改良法第42条1項(権利義務の承継及び決済)に基づき、新資格者が権利義務を承継することから、対象となる土地に滞納賦課金がある場合は、その支払いも承継されます。売買及び相続に際しては、必ず滞納賦課金の有無について当土地改良区までお問い合わせください。

❖ 地区除外決済金について

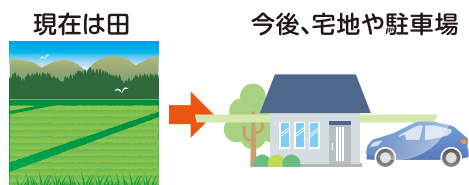
水路改修・補修工事等施設を維持管理する上で必要な積立金です。除外した後に残された受益地の組合員に対して、過重な負担が掛からないように土地改良法第42条で定められています。地区除外決済金の支払いが無いと、土地改良区の地区から除外になりません。

※土地改良法の趣旨をご理解頂き、土地改良区の適正かつ円滑な運営が図れますよう宜しくお願い申し上げます。

■ こんなときに決済金が必要です

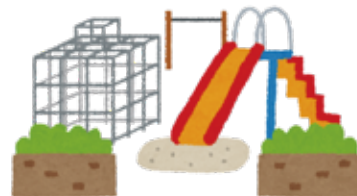
① 農地を宅地・駐車場等に農地転用する場合

- ・市街化調整区域の場合、農業委員会に申請する際に土地改良区の意見書が必要です。
- ・市街化区域の場合、土地改良区の意見書の添付は不要ですが、地区除外の手続きが必要です。



② 農地を公共事業用地（道路・学校用地・公園・水路等）として買収される場合

- ・寄付・賃貸・代替地等の契約も該当しますので、公共機関と調整をお願いします。



③ 農地改良等により、田を埋め立てて畑にする場合（パイプライン区域は除く）

④ 土地改良区の区域から地区除外をする場合（賦課金がかからなくするため）

※ 農業振興区域では、ストックマネジメント事業完了後8年経過するまでは農用地区域からの除外（農振除外）が原則出来なくなります。

※ 必要な書類につきましては、ホームページをご覧ください。徴収課にお問い合わせください。

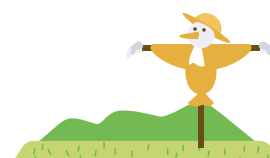
令和5年度地区除外決済金		令和5年度事務手数料(1件に付)	
区域	1㎡当たり	農地転用取扱手数料	2,000円 (市街化調整区域のみ)
見沼・騎西領・黒沼笠原沼 北河原・会の川	211円	農地改良取扱手数料	
北河原用・排水区域	316.5円	区域外証明料	2,000円

❖ 陸田用水使用料について

陸田は、本来の用水量の中には含まれておらず、年度ごとに申請された面積に対して、許可制で用水量の調整を図りながら用水を供給しております。作付する方は申請をお願いします。

令和5年度 **1㎡当り 6.43円**

※陸田用水使用料の納付書は毎年8月に発付します



❖令和4年度の主な実施事業

組合員の皆様に頂いた賦課金は、護岸改修・調節堰補修などに使われています。事業の実施に際しては、県費単独土地改良事業・ストックマネジメント事業など、県や国の補助率が高い事業を活用し、組合員の皆様の負担を最小限にするよう努めております。

施設名	施工場所	事業量	事業費	摘要
会の川用悪水路	加須市睦町地内他	L=136m	159,100千円	水路護岸工事
下新田ポンプ場	羽生市下新田地内	一式	11,550千円	ポンプ場整備補修工事

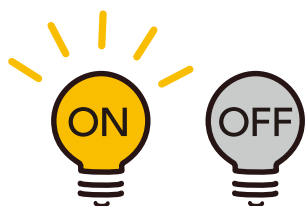
■ 会の川用悪水路（水辺周辺活用事業）



■ 下新田ポンプ場（土地改良施設維持管理適正化事業）



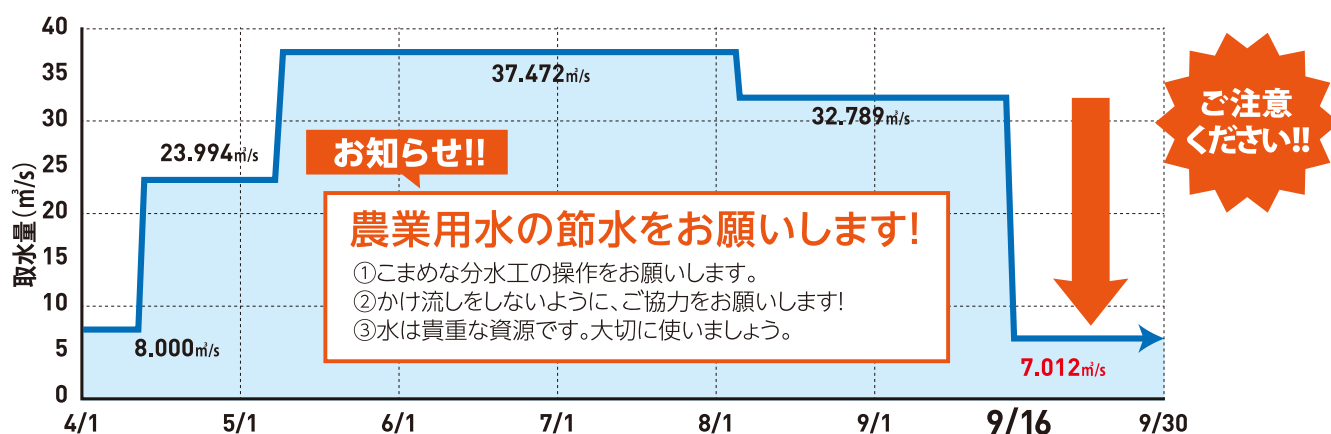
❖ 節電について



昨今の世界事情の影響による、**電気料金の高騰**が問題視されています。

当土地改良区としまして、「国や県の支援施策」に積極的に取り組んでおりますので、組合員の皆様方におかれましては**中干し明けや降雨時等の適切な水管理**をしていただくことで、**電気料金の軽減**が図られますので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

❖ 9/16 から利根大堰の取水量が約1/5に減量となります



❖ 大雨時の対応について

近年、局地的な大雨や台風による豪雨災害が増加傾向にあります。安全確保のために、当土地改良区では**農業用水を減量・停止**することがあります。また、各堰についても開放・調整しておりますが**増水**の可能性もありますので、用水路には近づかないでください。

また、最新情報はホームページで更新を行っております。



❖ 水路にゴミを捨てられて困っています

見沼代用水は農業用水路です。

水路に捨てられたゴミの処理費は、主に**賦課金**で賄われています。



*集められたゴミ

近年、心ない人により水路にゴミが捨てられています。

水路に不法投棄されたゴミは、**悪臭や汚水の原因**となるだけでなく、水をせき止め**浸水被害を引き起こす**恐れがあります。

多くの場所でゴミが捨てられており、**きれいな水環境を維持**するために当土地改良区では清掃及び啓蒙活動を行っております。

また、職員で対応できないゴミは業者に委託をして回収を行っております。

よくある質問

組合員の皆さまから寄せられた疑問にお答えします。

1 賦課金とは何?

農業用水をお届けできる農地(受益地)に対してかかるお金です。農地へ水を供給するためにかんがい施設や排水路の維持管理に使っています。

3 もう田んぼを耕作していないし、水を使っていないのに納付するの?

賦課金は電気料金や水道料金とは違い使用料ではありません。かんがい施設や水路の維持管理に使っている費用なので休耕・転作されていても賦課金をご納付ください。

5 耕作をやめる場合は何か手続きが必要なの?

受益地から外れる(組合から脱退する)手続きとして、地区除外申請と地区除外決済金の納付が必要となります。
この手続きをすると毎年の賦課金がかからなくなります。

2 賦課金はどこで納付ができるの?

当土地改良区の賦課金は埼玉りそな銀行・埼玉県内の農協・コンビニエンスストアにて納付が出来ます。
ただし、加須市・久喜市・さいたま市・蓮田市の賦課金については納付場所が異なりますので、納額通知書に記載されている納付場所にて納付をお願いいたします。

4 なぜ地区除外決済金を納付するの? 決済金はいくらかかるの?

水路の改修・補修・維持管理には多くの費用がかかりますので、地区除外決済金はその費用に充てられます。残された組合員に過重負担がかからないように地区除外決済金を納付いただいております。地区除外決済金は1㎡あたり211円です。用排水費がかかる田については316.5円です。今までに賦課金の未納がある場合は地区除外決済金と併せて清算していただく必要があります。

その他の
質問はコチラ



中長期計画の策定と運用について

この度、健全に運営される土地改良区を目指し、現状分析、想定される課題を洗い出し、課題解決に向けた取り組みの指針となる「見沼代用水土地改良区中長期計画」を策定いたしました。
今後は適宜見直しを行い、よりよい運営を目指してまいります。

窓口

農地転用・賦課金や組合員の名義について
通水・使用許可・境界について

徴収課
管理課

お問い合わせ

TEL 0480-85-9100 (代表)



● 発行

見沼代用水土地改良区

〒346-0106 埼玉県久喜市菰蒲町菰蒲65番地

見沼代用水土地改良区

検索